

# 規 約

## 第1章 総 則

### 【名 称】

第1条 この連盟は、群馬県ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)と称する。

### 【事務所】

第2条 本連盟は、事務所を前橋市粕川町稲里134-1 総武館スポーツクラブ内に置く。

## 第2章 目的及び事業

### 【目 的】

第3条 本連盟は、群馬県におけるボディビル界を代表する団体としてボディビルの普及発展を図るとともに、公益社団法人日本ボディビル連盟(以下「日本連盟」という)の目的及び事業に全面的な協力を行うボディビル競技の統轄団体として群馬県民の心身の健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【事 業】

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) ボディビルの普及及び指導並びに振興
- (2) ボディビル指導者の育成及び指導
- (3) ボディビル競技の群馬県選手権大会及びその他の競技会の開催
- (4) 群馬県のボディビル界を代表して日本連盟へ加盟し、下部組織になる
- (5) 加盟するクラブの強化発展及び相互連携並びに融和
- (6) その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第3章 組 織

### 【組 織】

第5条 本連盟は、群馬県内で運営され本連盟に正加盟するクラブの代表者及び有識者をもって理事会を組織する。但し、有識者の人数はクラブ代表者の人数を上回ってはならない。

### 【加 盟】

第6条 加盟しようとするクラブは、加盟申請書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。  
本連盟に加盟したクラブは、加盟後すみやかに所定の手続きを行い、日本連盟の理事会の承認を得て、日本連盟に加盟しなければならない。

### 【脱 退】

第7条 クラブが脱退しようとするときは、理由を付して脱退届を理事長に提出しなければならない。

### 【除 名】

第8条 クラブが次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、日本連盟理事会の承認により、これを除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ、又は本連盟の目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟の加盟クラブとしての義務に違反したとき。
- (3) 会費を2年以上滞納したとき。

## 第4章 役 員

### 【役 員】

第9条 本連盟は、下記の役員を置くことができる。

- |         |           |           |         |       |
|---------|-----------|-----------|---------|-------|
| ① 会 長   | ② 副 会 長   | ③ 顧 問     | ④ 相 談 役 | ⑤ 参 与 |
| ⑥ 理 事 長 | ⑦ 副 理 事 長 | ⑧ 常 任 理 事 | ⑨ 理 事   | ⑩ 監 事 |

### 【役員を選任】

第10条 役員は理事会で選任する。

### 【役員の仕事】

第11条 会長は、理事会を主宰し、本連盟を代表する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名した順序により、その職務を代理し、又はその職務を行う。

3. 理事長は、本連盟の業務を総理し、理事会の議決に基づき日常の事務に従事し、理事会の議決した事項を処理する。
4. 副理事長は、理事長を補佐し、日常の事務及び理事会の議決した事項の処理を分担する。副理事長は、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名し理事会において承認された順序により、その職務を代理し、またはその職務を行う。
5. 顧問及び相談役並びに参加は、理事会において推薦し会長が委嘱する。
6. 顧問及び相談役並びに参加は、重要事項について会長及び理事長並びに理事会の諮問に応じて意見を述べる事ができる。

#### 【監事の職務】

第12条 監事は、本連盟の会計を監査する。

#### 【役員任期】

- 第13条 本連盟の役員任期は、2年とし、改選期は日本連盟に準じ再任を妨げない。
2. 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  3. 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

#### 【役員解任】

- 第14条 役員は、次の各号の一に該当するときは、理事現在数の4分の3以上の決議により、理事長がこれを解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産の宣告を受けたとき。
  - (3) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

### 第5章 会 議

#### 【理事会の招集等】

- 第15条 理事会は毎年2回以上理事長が招集する。但し、理事長が必要と認めるとき、又は理事現在数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求されたときは、理事長は、その請求があった日から21日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
2. 理事会の招集は、少なくとも14日以前に、その会議に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知する。
  3. 理事会の議長は、理事長とする。

#### 【理事会の決議事項】

- 第16条 理事会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
  - (2) 事業報告及び収支決算についての事項
  - (3) その他本連盟の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの。

#### 【理事会の定足数等】

- 第17条 理事会は、理事現在数の2分の1以上の者が出席しなければ、議事を開き議決することができない。但し、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席したものとみなす。
2. 理事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 【理事への通知】

第18条 理事会の議事の要領及び議決した事項は、全理事に通知する。

#### 【議事録】

第19条 理事会は、議事録を作成し、これを保存する。

### 第6章 資産及び会計

#### 【資産の構成】

- 第20条 本連盟の資産は、次のとおりとする。
- (1) 加盟費及び会費
  - (2) 資産から生じる収入
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 協賛金及び寄附金品
  - (5) その他の収入

#### 【資産の管理】

第21条 本連盟の資産は、理事長が管理する。

#### 【事業計画及び収支予算】

第22条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事長が編成し、理事会の議決を経て毎会計年度開始前に、日本連盟に届け出なければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

#### 【収支決算】

第23条 本連盟の収支決算は、理事長が作成し、事業報告と共に、監事の意見をつけ、理事会の承認を受けて毎会計年度終了後3カ月以内に日本連盟に報告しなければならない。

#### 【会計年度】

第24条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### 第7章 専門委員会

#### 【専門委員会】

第25条 本連盟は、事業遂行に必要な専門的事項を処理するため、専門委員会を置くことができる。  
2. 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

### 第8章 事務局

#### 【事務局】

第26条 本連盟の事務を処理するため、事務局を置く。

### 第9章 選手権大会

#### 【参加資格】

第27条 群馬県ボディビル選手権大会の参加資格は、群馬県に在住又は勤務・通学する者で、本連盟の加盟クラブに原則として6カ月以上在籍し、日本連盟の選手登録を完了している者。  
2. 前年度選手権大会に出場した者が他のクラブに移籍して選手権大会に出場する場合は、移籍前のクラブの承諾書を本連盟理事会に提出する。

#### 【審査員】

第28条 群馬県ボディビル選手権大会の審査員は、日本連盟の公認審査員資格を有し審査員登録を完了している者とする。

#### 【審査結果】

第29条 理事長は、選手権大会終了後1カ月以内に、審査結果内訳一覧表を作成し、全理事に公表するとともに、審査結果内訳一覧表及び選手権大会プログラムを日本連盟審査委員会に提出しなければならない。

### 第10章 規約の変更

#### 【規約の変更】

第30条 この規約は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、日本連盟の許可を受けなければ変更することができない。

### 第11章 附 則

#### 【細則及び規程】

第31条 この規約の施行についての細則及び規程は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 【附 則】

第32条 本規約は、社団法人日本ボディビル連盟設立の日より施行する。  
本規約は、平成9年3月2日改定

# 細 則

## 【目的】

第1条 本細則は、群馬県ボディビル・フィットネス連盟(以下「本連盟」という)の細則について定める。

## 【上部組織】

第2条 本連盟は公益社団法人 日本ボディビル・フィットネス連盟(以下「JBBF」という)の加盟組織として、JBBFの定款・細則・規程・規約を順守する。

## 【理事会】

第3条 理事会は、原則として理事以外の者(顧問・相談役・参与を含む)は出席することはできない。但し、事前に会長、理事長、理事会のいずれかの承認を得た者はオブザーバーとして出席することができる。

2. オブザーバーには、発言権及び議決権はない。

## 【理事】

第4条 理事は、加盟クラブ代表および学識経験者より選出する。但し、学識経験理事はクラブ代表理事の人数を上回ってはならない。原則として加盟クラブに所属しない学識経験理事は議決権を有し、加盟クラブに所属する学識経験理事は議決権を有しない。このことにより加盟クラブの議決権の公平性を保持する。

2. 会長、副会長、理事長、副理事長を執行部とする。但し、会長、副会長及び理事長は、前期に執行部であった者とする。

3. 理事長は、毎年群馬県ボディビル選手権大会(以下「群馬県大会」という)を主管して開催しなければならない。

理事長は、本連盟設立時の決定に基づき、原則として二年ごとの各クラブ代表理事の交代制とする。

4. 理事は、理事会を構成し、本連盟の誇りと秩序を守り、理事会決定を順守し、誠実かつ積極的に本連盟の運営に協力する。

5. 加盟クラブが、クラブオーナーでない者をクラブ代表理事に推薦する場合は、クラブ代表としての議決権を行使できる者でなければならない。

6. JBBFの正会員は執行部より選任し、会長または理事長以外が選任された場合は理事長代行の役職を与える。

## 【顧問・相談役・参与】

第5条 顧問・相談役・参与は、下記のいずれかの条件を満たしている者を理事会において審議し決定する。

(1) 群馬県大会の実行委員(審査員を含む)3回以上の者

(2) 群馬県大会の出場経験7回以上の者

(3) 本連盟の推薦者

## 【役員名簿】

第6条 役員名簿等の序列は、同一役職は年令及び実績順とする。

## 【本部・事務局手当】

第7条 本連盟の本部及び事務局担当者の手当は無償とする。

## 【支部の統括範囲】

第8条 各支部の統括範囲は原則として次のとおりとする。

(1) 前橋支部……………前橋市・渋川市・北群馬郡

(2) 沼田支部……………沼田市・吾妻郡・利根郡

(3) 高崎支部……………高崎市・藤岡市・富岡市・安中市・多野郡・甘楽郡

(4) 伊勢崎支部……………伊勢崎市・佐波郡

(5) 桐生支部……………桐生市・みどり市

(6) 太田支部……………太田市・邑楽郡

(7) 館林支部……………館林市

## 【財政】

第9条 役員の変更により理事長が交代した場合、財政が黒字の場合は次年度に繰り越し、赤字の場合は繰り越さず前理事長の全額自己負担とする。

#### 【他のボディビル組織】

- 第10条 本連盟の役員及び選手は、JBBF及びJBBF加盟組織の役員または委員に就任する場合は本連盟理事会の承認を得なければならない。
- 前項に違反した場合、またはJBBF加盟組織以外のボディビル組織の役員に就任した場合は、本連盟の全ての役職を解任する。

#### 【政治・宗教活動】

- 第11条 本連盟内において、役員及び選手の政治・宗教活動は禁止とする。但し、理事会において議決した政治活動に付いては可能とする。

#### 【JBBF及び報道関係との手続と対応】

- 第12条 JBBFとの手続き・問合せ等は、本連盟本部または事務局によってのみ行うことができる。
- 報道関係に対応する場合は、本部または事務局の承認を得なければならない。

#### 【クラブ代表者】

- 第13条 本連盟加盟クラブの代表者(以下「クラブ代表者」という)は、所属選手に対して、本連盟規約・細則を遵守させる責任を負わなければならない。所属選手が本連盟に損害や迷惑を与えた場合、クラブ代表者は連帯保証人としてその責任を負い、損害の賠償に応じなければならない。
- クラブ代表者は、会員をJBBF未承認大会に出場しないよう指導する。会員が指導に従わず、又は無断で出場した場合は、出場した者の氏名を速やかに本連盟本部に報告する。
  - 所属選手のJBBF未承認大会の出場経験の有無は、クラブ代表者に調査義務が有るものとする。
  - クラブ代表者は、日本国籍を有し日本に在住する者でなければならない。
  - クラブ経営者以外をクラブ代表者として理事に推薦する場合は、クラブの代表として決定権の有る者でなければならない。

#### 【ドーピングテスト】

- 第14条 本連盟は、群馬県大会においてドーピングテストを行うことができる。
- ドーピングテストの費用(ドーピング委員の交通費及び謝礼を含む)については、理事の均等割り負担とし、陽性になった場合は、陽性確定後一週間以内に陽性となった選手本人が全額負担する。選手本人が負担しない場合は、陽性確定後二週間以内に所属ジムが立て替えて負担する。尚、立て替え金は本人よりの取り立ての可否に拘わらず本連盟に対して請求権は無いものとする。
  - 群馬県大会のドーピングテストの対象者は会長・理事長・審査員の合議により決定する。

#### 【アンチ・ドーピング】

- 第15条 本連盟は、アンチ・ドーピング(禁止薬物の使用反対)を推進する。
- 本連盟は、ドーピング(禁止薬物の使用)を禁止する。
  - 本連盟に加盟するクラブの代表者は、会員がドーピングを行わないよう指導する。会員が指導に従わずドーピングを行った場合でも、クラブ代表者はその責任を負わなければならない。
  - ドーピングテストで陽性となった選手及び所属するクラブオーナーは、JBBFの規程に基づき厳正に処分するとともに、JBBFが制定した罰則金制度に準じて本連盟も罰則金を課す。

#### 【ドーピングテスト陽性者の処分】

- 第16条 一回目の陽性の罰則金は、選手及び所属するクラブオーナーそれぞれ¥50,000、二回目はそれぞれ¥100,000とし、陽性確定後一週間以内に支払わなければならない。
- 選手本人が負担しない場合は、陽性確定後二週間以内に所属ジムが立て替えて負担する。
- 尚、立て替え金は本人よりの取り立ての可否に拘わらず本連盟に対して請求権は無いものとする。
- ドーピングテストで陽性となった者は、資格停止期間終了後、選手登録し、ドーピングテストを受けて陰性にならなければ選手権大会に出場することはできない。
  - 二回目の陽性となった者は、クラブ及び選手の罰則金(JBBF及び本連盟)は全て選手の負担とする。
  - 陽性になった選手が復帰のために受けるドーピングテスト費用は全額本人負担とし、事前に二回目の陽性の罰則金を全額仮納入する。陰性が確定後に仮納入した罰則金は返金を受けることができる。
  - 加盟クラブの代表者または有給コーチが陽性となったクラブは除名とする。
  - 過去に加盟クラブの代表者または有給コーチが陽性となったクラブの加盟は認めない。

#### 【未承認ボディビル組織への関与禁止】

- 第17条 本連盟の役員・選手・クラブ代表者・有給コーチ・有給トレーナー(パーソナルトレーナーを含む)は、JBBFまたは本連盟の未承認ボディビル組織に関与(選手・役員・実行委員・共催・招聘・協力等)してはならない。関与した場合は理事会において審議し処分する。

### 【選手登録】

- 第18条 群馬県に居住または勤務・通学する者は、3月末日までにJBBFに選手登録を行う。但し、群馬県に居住しない者は群馬県の勤務先または通学先の住所を証明する公的な書類の写しを添付する。
2. 群馬県に居住しない者で、勤務先または通学先が群馬県でない者は、「選手登録特別許可申請書」を2月末日までに本連盟を経由しJBBFに提出して許可を得なければならない。
  3. 個人登録は、群馬県に居住する者でなければならない。個人登録の申込先は居住地または所属するクラブの所在を統括する支部とする。
  4. 日本に永住権のない者は、外国人登録証のコピーを添付する。外国人登録証の無い者、観光ビザで来日中または不法滞在の外国人の選手登録は認めない。
  5. 以下の者の選手登録は原則として認めない。
    - (1) JBBF未承認大会に出場した者。
    - (2) JBBFまたは本連盟の規約または細則に違反した者。
    - (3) 本連盟加盟クラブ以外で過半数のトレーニングを行う者。

### 【イレズミ】

- 第19条 群馬県大会においてイレズミのある者の出場は禁止する。但し、イレズミがワンポイント(直径5cm以下)で一ヵ所以内に限りJBBFの選手登録を可能とし、群馬県大会にはイレズミを肌色の絆創膏で隠すことにより出場可能とする。しかし、隠れた部分は採点できないので、採点上のマイナス要因となる。
2. 群馬県大会では、イレズミの露出は大会の品位を傷つけるので入場禁止とする。
  3. 加盟クラブ内に於いて如何なる者もイレズミを露出してはならない。

### 【大会会場を汚した選手】

- 第20条 大会会場を汚した選手は、失格とする。
2. 会場の汚れを落とす費用は、汚した選手が全額負担する。選手が負担しない場合は所属クラブが負担する。
  3. 大会会場を汚した選手は、会場より退出させ、翌年末日まで本連盟の全ての資格を停止する。
  4. 所属クラブは、始末書を大会終了後一週間以内に本連盟宛てに提出する。期日までに提出しない場合は、提出までの間、本連盟の全ての資格を停止する。

### 【出場資格】

- 第21条 男子総合の出場資格は、前年に優勝経験の無い者。
2. 男子総合優勝経験者は、総合とマスターズのダブルエントリーは出来ない。

### 【大会中のトラブル対応】

- 第22条 選手権大会中に起きたトラブルについては、関係するクラブ及び支部の代表者が責任を持って対応する。(被害者・会場・警察・その他全ての関連団体及び個人)

### 【ブロック選手権大会・JBBF主催選手権大会の出場承認】

- 第23条 ブロック選手権大会やJBBF主催選手権大会の出場承認は、原則として過去に群馬県大会で総合6位以上の入賞者、または同年(開催前の場合は前年)の群馬県大会の総合入賞者で、出場を希望する選手権大会の出場条件を満たしていること。
2. マスターズ及びジュニアの優勝はブロック選手権大会やJBBF主催選手権大会のマスターズまたはジュニア大会の出場を承認する。
  3. 出場を承認された選手は、本連盟の所属選手としての自覚と責任を持ち、ベストコンディションで選手権大会に臨まなければならない。

### 【ブロック選手権大会・JBBF主催選手権大会出場申込方法】

- 第24条 ブロック選手権大会・JBBF主催選手権大会への出場申込方法は、出場申込書に必要事項を記入してジムの印を押し、切手を貼った返信用封筒を同封して本部に送付する。  
本部は群馬県連盟印を捺印してジムに返送。ジムは出場費を添えて大会事務局に送付する。

### 【表彰】

- 第25条 本連盟の運営とボディビルの発展に貢献した者に対して表彰を行う。  
表彰の種類及び選考対象者は原則として以下のとおりとし、理事会において審議して決定する。
- (1) 功 労 賞……………群馬県大会の実行委員5回以上の者
  - (2) 特別功労賞……………群馬県大会の実行委員10回以上の者
  - (3) 選手功労賞……………群馬県大会以外の大会で優秀な成績を収めた者
  - (4) 選手特別功労賞……群馬県大会以外の大会で特別に優秀な成績を収めた者
2. 表彰は、群馬県大会に於いて行う。但し、特別な事情がある場合は、群馬県大会以外に於いても行うことができる。

【登録費・負担金・協賛金】

- 第26条 役員・選手の登録費・負担金・協賛金は以下のとおりとする。
- (1) 理事登録費…………… 20,000円(入場券10枚、議決権を有する学識経験理事を含む)
  - (2) 学識経験理事登録費…………… 6,000円(入場券5枚、議決権を有しない学識経験理事)
  - (3) 顧問…………… 0円(入場券無し、登録費無料)
  - (4) 相談役・参与登録費…………… 6,000円(入場券5枚、但し、原則として加盟クラブに無所属で貢献度の高い場合は、入場券無し、登録費無料)
  - (5) 登録選手負担金…………… 6,000円(入場券5枚、但し、役員及び当年度の大会に出場しないことを6月末迄に申し出た場合は免除とする)
  - (6) クラブ協賛金 …………… 24,000円(入場券20枚、但し、JBBF非公認大会に選手を出場させないことを確約したクラブは免除とする)

【規程の改定】

第27条 この規程は、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することはできない。

【附 則】

- 第28条 本細則は、平成14年5月25日より施行する。  
本細則は、平成14年8月31日改定  
本細則は、平成15年9月6日改定  
本細則は、平成16年5月15日改定  
本細則は、平成16年8月28日改定  
本細則は、平成17年9月10日改定  
本細則は、平成19年5月12日改定  
本細則は、平成21年5月9日改定  
本規程は、平成22年5月15日改定  
本細則は、平成23年4月23日改定  
本細則は、平成24年4月14日改定  
本細則は、平成26年4月19日改定  
本細則は、平成26年9月27日改定